

維持管理計画書

1. 産業廃棄物の受入れ管理

1) 事前の確認

排出事業者から産業廃棄物の処分依頼があった場合は、あらかじめ、当該産業廃棄物の情報（種類、量、発生工程、性状、荷姿、石綿含有産業廃棄物の有無等）を入手し、必要に応じて有害物質等の分析データ等も確認したうえで、受入可否を検討する。

2) 委託契約の締結

1) の事前の確認において、受入の支障がないことを確認してから、委託契約を締結する。

3) 受付作業

(1) 受付時間の確認

管理棟において受付をする際には、目視により運搬車両に積まれた産業廃棄物の確認を行う。

事前に結んだ契約の内容又はマニフェストの記載内容と異なる産業廃棄物であることが確認された場合は、受け入れを拒否する。

(2) 計量

(1) の確認が終了した運搬車両について、トラックスケールで搬入量の計量を行い、廃棄物の種類ごとに埋立量を確認、記載する。

(3) 展開検査

搬入された産業廃棄物を展開検査場所に降ろし、重機等を用いて薄く敷き広げた後、目視により安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着・混入等の有無、事前に結んだ契約の内容又はマニフェストの記載内容との相違等について確認する（これらの作業は運搬車両ごとに行う。）。

安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着・混入等が確認された場合は、受入を拒否し、全量を排出事業者へ返却する。また、当該産業廃棄物の写真撮影を行うとともに、展開検査結果を別紙「展開検査記録票」に記録して保管する。

(4) 抜取検査

必要に応じて、搬入された産業廃棄物の抜き取り検査を行い、性状を分析する。

分析の結果、受入が不可能な物質等が確認された場合は、受入を拒否し、全量を排出事業者へ返却する。

(5) 運搬車両の洗車

搬入を終えた運搬車両は、洗車設備を用いて洗浄し、最終処分場への廃棄物の飛散を防止する。

2. 埋立作業管理

1) 埋立作業

(1) 運搬車両からダンピング(荷卸し)

産業廃棄物のダンピングは指定した埋立エリアで行う（石綿含有産業廃棄物を埋め立てる場合は、特定の埋立エリアを指定する。）

(2) 敷き均し、転圧作業

ダンピングした産業廃棄物は、バックホーにより埋立エリアに敷均し、転圧を行う（必要に応じ、破碎、混合作業も実施）

ただし、石綿含有産業廃棄物を埋め立てる際は、敷き均し、転圧作業は行わず、ダンピング後その表面に速やかに覆土する。

2) 埋立時の覆土

一日の埋立作業終了時には覆土（約 20 c m）を行う。

ただし、飛散する恐れのある産業廃棄物を受け入れた場合などは、必要に応じて適宜覆土を行うこととする。

3) その他環境保全対策等

埋立作業の実施時に、粉じんの発生や廃棄物の飛散が生じる恐れがある場合は、散水を行うなどして支障の発生防止に努める。

また、強風時には埋立作業を行わないものとする。

3. 施設の整備・点検計画

施設の機能維持に影響を与える異常を早期に発見するため、各設備の整備・点検計画を次のとおり定める。

1) 点検の種類

当該最終処分場においては、次の点検を実施する。

(1) 日常点検

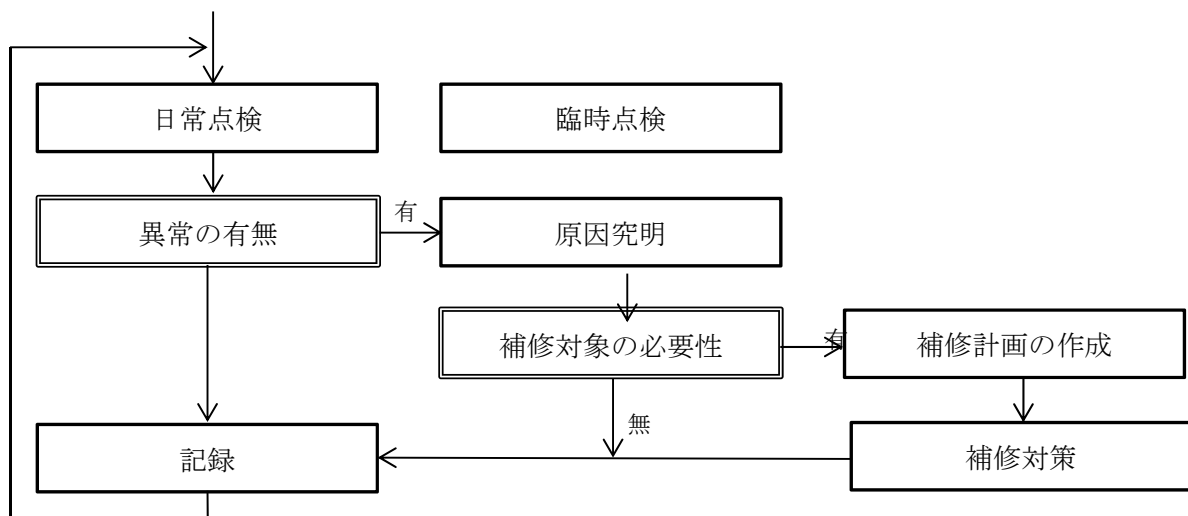
周辺環境に影響を及ぼすことなく施設の機能を維持するために、異常の早期発見を目的として実施する点検。

(2) 臨時点検

大雨、地震時などの異常時に随時実施する点検。

2) 点検管理フロー

各設備の点検は、下記フローに基づき実施する。



3) 点検内容等

各設備の点検項目、点検頻度及び点検方法は次のとおりとする。

ただし、大雨・地震等などの異常時は、これらの点検項目のうち点検が必要と認められる項目について、臨時点検を実施する。

表-1 各設備の点検内容等

点検設備	点検項目	点検頻度	点検方法
貯留構造物 (土えん堤)	堤体への廃棄物・土砂の推積	1回/週	目視
	堤体からの漏水		目視(測定)
	堤体の亀裂		目視
	堤体の膨潤	1回/月	目視(測定)
	堤体の沈下		目視(測定)
	小段の浸食・崩壊	1回/週	目視
	法面の浸食・洗掘		目視
	法面のはらみだし		目視
	法面の崩壊・崩落	1回/月	目視(測定)
	基礎地盤の沈下		目視(測定)
立札	地山の滑落・崩壊	1回/週	目視
	汚れ・損壊	1回/月	目視
囲い	記載内容		目視
	浸透水の 採取設備	破損・損壊	1回/月
範囲明示杭等の状況		目視(カメラ等)	
管のひび割れ・穿孔(露出部)		1回/月	目視
その他の設備	管へのスケール付着	1回/月	目視
	被覆材の流出(露出部)		目視
その他の設備	支障の有無	1回/月	目視

4) 異常発見時の対応

3) の点検により異常が発見された際は、原因究明調査を行う。

調査の結果、補修が必要と認められた場合は、補修計画を作成の上、設備の補修・整備を行う。

なお、補修が設備の変更を伴うものとなる場合は、事前に法的手続きの有無等について後志総合振興局と相談する。

5) 点検結果等の記録

点検結果・補修整備事項などの記録を取り、当該最終処分場の廃止までの間保存する。

6) 施設の整備

(1) 浸透水の採取設備・地下水採取設備

3年に1回を目途に洗浄を行うこととする。

(洗浄は、浸透水・地下水の水質検査の終了後に実施する。)

(2) 計量設備(トラックスケール)

年に2回、計量法に基づく定期検査を実施する。

4. モニタリング

施設の機能・周辺に環境に与える影響及び廃止基準の達成状況を把握するため、次のとおりモニタリングを行う。

1) モニタリング内容等

当該最終処分場におけるモニタリング対象、項目、頻度等は次のとおりとする。

(1) 埋立開始前

検査対象	検査項目	検査箇所	検査頻度	備考
地下水	地下水等検査項目	地下水採取設備 (上流・下流)	埋立開始前	
	電気伝導率			
	ダイオキシン類			

(2) 埋立開始から廃止まで

検査対象	検査項目	検査箇所	検査頻度	備考
地下水	地下水等検査項目	地下水採取設備 (上流・下流)	1回/年	
	電気伝導率		1回/月	
	ダイオキシン類		1回/年	当初2年のみ
浸透水	地下水等検査項目	浸透水の採取設備 (採取マンホール)	1回/年	
	BOD		1回/月	※1
悪臭	硫化水素臭	埋立エリア	随時	
残余容量	残余の埋立容量	埋立地	1回/年	※2

(3) その他廃止基準関係

検査対象	検査項目	検査箇所	検査頻度	備考
埋立ガス	発生量	浸透水の採取設備 (堅型ガス抜き管)	1回/3月	※3
	メタン濃度			
	二酸化炭素濃度			
	硫化水素濃度			
埋立地 温度	埋立地内温度	浸透水の採取設備 (堅型管)	1回/3月	※4
	埋立地外温度	地下水採取設備 (下流)	1回/3月	

※1 埋立終了後の検査頻度は「1回/3月」とする。

※2 埋立地の残余の埋立容量について、原則として測量のより確認する。なお、当該検査は、埋立終了後は実施しない。

※3 埋立終了後の最初の検査で

※4 埋立終了後の最初の検査で埋立地内と埋立地外の温度差が 20℃未満である場合は、廃止確認申請の直前に再度実施するのみとする。

2) 異常時に講じる措置

(1) 埋立開始前

地下水水質検査で異常（地下水等検査項目の検出など）が確認された場合は、原因究明調査を行う。

また、異常が確認された項目については、1) (2)における検査頻度を1回/3月とし、一定期間継続監視する。

(2) 埋立開始から廃止まで

①地下水

地下水水質検査で異常（水質の悪化など）が確認された場合、その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかである場合を除き、原因の調査を行う。

また、水質検査結果及び原因調査方針について、速やかに後志総合振興局に報告する。

原因調査の結果、その原因が当該最終処分場にあることが判明した場合は、ただちに廃棄物の搬入及び埋立処分を中止し、後志総合振興局と協議の上、適切な対策を講じるものとする。

②浸透水

a. 基準超過時

浸透水水質検査で特異な異常（地下水等検査項目及びBODの基準超過）が確認された場合は、ただちに廃棄物の搬入及び埋立処分を中止し、基準に不適合となった原因の調査を行う。

また、水質検査結果及び原因調査方針について、速やかに後志総合振興局に報告し、対応を協議した上で適切な対策を講じるものとする。

b. 水質悪化時（基準超過がみられないが、過去に検出してない項目を検出した場合など）

浸透水水質検査で異常（過去に検出してない項目の検出など）が確認された場合は、その原因の調査を行い、適切な対策を講じるものとする。

③悪臭

埋立時に硫化水素臭が確認された場合は、ただちに臭いが確認された埋立エリア周辺を立入禁止とし、適切な防護策を講じた上で埋立ガスの硫化水素濃度を測定するとともに、原因の調査を行う。

また、測定した硫化水素濃度及び原因調査方針について、速やかに後志総合振興局に報告し、対応を協議した上で適切な対策を講じるものとする。

5. 情報管理

1) 維持管理に関する記録の作成及び閲覧

廃棄物の埋立量、施設の点検結果及びモニタリング結果等については、記録を作成し、その一部については、次のとおり閲覧に供する。

なお作成した記録は当該最終処分場の廃止までの間、保存する。

①閲覧場所

ニセコ環境株式会社峠下リサイクルセンター管理棟事務室

②閲覧時間

9時から17時まで（日曜日及び祝日は除く）

③閲覧期間

当該記録を閲覧場所に備え置いた日から3年間

④閲覧に供する記録及び据え置く期日

表-2 のとおりとする。

表-2 閲覧に関する記録及び据え置く期日

	閲覧に供する記録	据え置く期日
1	埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌月の末日
2	擁壁等の点検を行った年月日及びその結果	当該点検を行った日の属する月の翌月の末日
	擁壁等が破損する恐れがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該樋の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日
3	残余の埋立容量の測定を行った年月日及びその結果	当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
4	展開検査の各月ごとの実施回数	翌月の末日
	安定型最終処分場以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日	当該付着又は混入が認められた日の属する月の翌月の末日
5	水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した場所	当該水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
	水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した年月日	
	水質検査の結果の得られた年月日	
	水質検査の結果	
6	地下水又は浸透水の水質悪化等が認められた場合に、必要な措置を講じた年月日	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日
	上記措置の内容	

2) 維持管理の状況に関する情報及び維持管理に関する計画の公表

上記 1) の閲覧に供する記憶及び当該最終処分場の維持管理に関する計画は、次のとおりインターネットを利用して公表する。

(1) 公表するホームページのアドレス

<http://www.niseko-tr.co.jp/>

(2) 公表期間

①維持管理の状況に関する情報

表-2 に定める据え置く期日から起算して 3 年を経過するまでの間

②維持管理に関する計画

許可後から当該最終処分場の廃止までの間

6. 埋立処分終了後の維持管理

1) 埋立処分終了後の維持管理費用

埋立処分終了後廃止までの間の維持管理費用に充てるため埋立期間中に法に基づき適正に維持管理積立金を積み立て、埋立終了後には、積み立てた額の中から当該年度の維持管理に必要な額を取り戻して適正な維持管理を行う。

2) 埋立終了時の措置

(1) 廃棄物の埋立終了後は、埋立地の開口部を 50 cm 以上の土砂で最終覆土する。

また、覆土面は張芝及び低木の植樹により植生工を施す。

(2) 発生ガス及び埋立地内外の温度を確認し、モニタリングの要否を確認する。

3) 廃止までの維持管理

埋立終了後には、3つの施設の整備・点検計画の表-2に次の項目を追加する。

点検設備	点検項目	点検頻度	点検方法
覆い	損壊の有無	1回/月	目視

別記様式50 - 1 - 1 維持管理基準等に適合するために講ずる措置の内容(安定型最終処分場)

維持管理基準(一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令)

基 準		措 置 内 容
飛散・流出 (第1条第2項第1号)	埋立地の外に産業廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	埋立地周辺に飛散防止ネットを設置します。粉じん発生の恐れがある場合は、散水車により散水を行います。
悪 臭 (第1条第2項第2号)	最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	展開検査にて悪臭発生の恐れがあるものは埋立ません。覆土を行います。
火 災 (第1条第2項第3号)	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	展開検査にて火災発生の恐れがあるものは埋立ません。処分場及び管理棟に消火器を設置します。
衛生害虫等 (第1条第2項第4号)	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	必要に応じ薬剤の散布を行います。
困 い (第2条第2項第2号イ)	埋立地の周囲に設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。 埋立が終了した埋立地を埋立以外の用に供する場合には、埋立地の周囲に設けられた囲い、杭その他の設備により、埋立地の範囲を明らかにしておくこと。	処分場周辺に囲い兼用の飛散防止ネット(H=1.5m)を設置します。
立 札 (第1条第2項第6号)	産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	立札を処分場入口に1.0m高さに設置し、常に見やすい状態にしておきます。 表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えを行います。
擁壁等の点検 (第1条第2項第7号)	擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかに補修を行います。
展開検査 (第2条第2項第2号ロ)	産業廃棄物を埋め立てる前に、最終処分場に搬入した産業廃棄物を展開して当該産業廃棄物への安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入の有無について目視による検査を行い、その結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められる場合には、当該産業廃棄物を埋め立てないこと。	産業廃棄物を埋め立てる前に、最終処分場に搬入した産業廃棄物を展開して当該産業廃棄物への安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入の有無について目視による検査を行います。
地下水の水質検査 (第2条第2項第2号ハ)	浸透水による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取された地下水の水質検査を次により行うこと。 埋立処分開始前に地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。 埋立処分開始後、地下水等検査項目について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、浸透水の水質等に照らして当該最終処分場の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、この限りでない。	埋立処分開始前に地下水等検査項目について測定し、かつ、記録します。 埋立処分開始後、地下水等検査項目について一年に一回以上測定し、かつ、記録します。
地下水の水質悪化が認められた場合の措置 (第2条第2項第2号ニ)	地下水の水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	地下水の水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合には、受入を中止しその原因の調査その他の生活環境の保全上必要な対策を行います。

	基 準	措 置 内 容
浸透水の水質検査 (第2条第2項第2号ホ)	採取設備により採取された浸透水の水質検査を、(1)及び(2)に掲げる項目についてそれぞれ(1)及び(2)に掲げる頻度で行い、かつ、記録すること。 ----- (1) 地下水等検査項目 一年に一回以上 ----- (2) BOD又はCOD一月に一回(埋立処分が終了した埋立地においては、三月に一回)以上	採取設備により採取された浸透水の水質検査をで行い、かつ、記録します。 (1) 地下水等検査項目一年に一回以上 (2) BODは一ヶ月に一回(埋立処分が終了した埋立地においては、三ヶ月に一回)以上
浸透水の水質悪化が認められた場合の措置 (第2条第2項第2号ヘ)	次に掲げる場合には、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止その他生活環境の保全上必要な措置を講ずること。 ----- 浸透水に係る地下水等水質検査の結果が基準に適合していないとき。 ----- 浸透水に係るBOD又はCODの水質検査の結果、維持管理計画書で示した達成目標値を超えているとき。	次に掲げる場合には、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止その他生活環境の保全上必要な対策を行います。 浸透水に係る地下水等水質検査の結果が基準に適合していないとき。 浸透水に係るBODの水質検査の結果、維持管理計画書で示した達成目標値を超えているとき。
埋立終了後の開口部の閉鎖 (第2条第2項第2号ト)	埋立処分が終了した埋立地を埋立処分以外の用に供する場合には、厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。	埋立処分が終了した埋立地を埋立処分以外の用に供する場合には、厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖します。
覆いの損壊防止 (第2条第2項第2号チ)	閉鎖した埋立地については、トに規定する覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	閉鎖した埋立地については、最終覆土の損壊を防止するために点検及び補修を行います。
残余容量の測定及び記録 (第1条第2項第19号)	残余の埋立容量について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。	残余の埋立容量について一年に一回以上測定し、かつ、記録します。
記録の作成及び保存 (第1条第2項第20号)	埋め立てられた産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行つた点検、検査その他の措置(法第21条の2第1項に規定する応急の措置を含む)の記録並びに石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合にあつてはその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。	埋め立てられた産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行つた点検、検査その他の措置(法第21条の2第1項に規定する応急の措置を含む)の記録並びに石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合にあつてはその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存します。

維持管理記録等及び維持管理積立金(法第15条の2の4において準用)

	基 準	措 置 内 容
維持管理情報の公表 (第15条の2の3第2項)	産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であつて環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。	当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であつて環境省令で定める事項について、点検に関する事項、残余量の測定結果、浸透水、地下水測定記録をインターネットにより公表します。
記録・閲覧等 (第8条の4)	産業廃棄物処理施設の設置者は、環境省令の定めによることにより、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関し、環境省令で定める事項を記載し、これと当該産業廃棄物処理施設に備え置くことが困難である場合にあつては当該産業廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。	環境省令の定めによることにより、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関し、環境省令で定める事項を記載し、これと当該産業廃棄物処理施設に備え置くことが困難である場合にあつては当該産業廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させます。
維持管理積立金 (第8条の4)	埋立処分の終了までの間、毎年度、特定産業廃棄物処理施設ごとに知事が通知する額の金額を維持管理積立金として積み立てなければならない。	埋立処分の終了までの間、毎年度、特定産業廃棄物処理施設ごとに知事が通知する額の金額を維持管理積立金として積み立てます。

廃止基準(一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令)

	基 準	措 置 内 容
構造基準への適合 (第2条第3項第2号イ)	地滑り防止工、沈下防止工、擁壁等及び雨水等排出設備が構造基準に適合しないと認められないこと。	擁壁等及び雨水等排出設備を点検し、補修します。
悪 臭 (第1条第3項第2号)	最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。	最終覆土を50cm行い、悪臭発生を防止します。
火 災 (第1条第3項第3号)	火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。	最終覆土を50cm行い、火災発生を防止します。
衛生害虫等 (第1条第3項第4号)	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。	最終覆土を50cm行い、害虫等の発生を防止します。なお、害虫等が発生した場合必要に応じ、薬剤散布を行います。
ガスの発生 (第1条第3項第7号)	埋立地からガスの発生がほとんど認められないこと又はガスの発生量の増加が二年以上にわたり認められないこと。	埋立地からガスの発生を年1回測定し、かつ記録します。
温 度 (第1条第3項第8号)	埋立地の内部が周辺の地中の温度に比して異常な高温になつていないこと。	埋立地の地中温度を年1回測定し、かつ、記録します。
生活環境保全上の支障 (第1条第3項第11号)	埋立地からの浸出液又はガスが周辺地域の生活環境に及ぼす影響その他の最終処分場が周辺地域の生活環境に及ぼす影響による生活環境の保全上の支障が現に生じていないこと。	埋立地からの浸透水又はガスが周辺地域の生活環境に及ぼす影響を確認する為、浸透水は3ヶ月に1回)以上、ガスは1年に1回以上測定し、かつ記録します。
地下水の水質 (第2条第3項第2号ロ)	地下水の水質検査の結果が次のいずれにも該当しないと認められること。ただし、水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかなものを除く。)が認められない場合においては、この限りでない。 ----- 地下水の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る基準に現に適合していないこと。 ----- 地下の水質の変動の状況に照らして、地下水の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る基準に適合しなくなるおそれがあること。	埋立処分開始後、地下水等検査項目について1年に1回以上測定し、かつ、記録します。
浸透水の水質 (第2条第3項第2号ハ)	採取設備により採取された浸透水の水質について、次の基準に適合していること ・地下水等検査項目については当該地下水等検査項目に係る基準 ・BODについては20mg/L以下	埋立地からの浸透水は3ヶ月に1回)以上測定し、かつ、記録します。
開口部の閉鎖 (第2条第3項第2号ニ)	厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部が閉鎖されていること。	最終覆土を50cm行います。

維持管理に関する計画書

施設の維持管理方法	産業廃棄物の受入方法	ごみの種類・量及び搬入形態等を把握し、産業廃棄物処理施設維持管理記録簿に記録します。
	施設作業時の維持管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理計画書に各種対応を記載します。 ・維持管理計画書に基づき管理を行います。
	維持管理基準への対応状況	別記様式 5 0 - 1 - 1 (安定型) のとおり
	埋立終了後の施設の維持管理方法	維持管理計画書 (埋立終了後の管理方法) に基づき管理を行います。
	施設整備・点検の頻度	日常点検 (毎日) ・定期点検 (1 回 / 月) ・臨時点検 (大雨・地震時等)
維持管理に関する記録及び閲覧方法	閲覧場所	状況報告書等を整備し峠下リサイクルセンター管理事務所に保管し、常時閲覧できる状態にします。
	閲覧対応日時	営業時間 (月曜日 ~ 金曜日 A M 9 : 00 ~ P M 5 : 00 土曜日 A M 9 : 00 ~ A M 12 : 00 まで) とします。
	記録する事項、記録の時期及び備え置く期間	産業廃棄物処理施設維持管理記録簿 維持管理用チェックシート及び産業廃棄物管理票

異常時の連絡体制 別添「緊急時連絡体制組織図」のとおり

排ガスの性状等	設計計算値	維持管理基準値	協定値	法令基準値	測定頻度
ばいじん (g/Nm ³)					
硫黄酸化物 (Nm ³ /hr)					
窒素酸化物 (cm ³ /Nm ³)					
塩化水素 (mg/Nm ³)					
ダイオキシン類 (ng-TEQ/Nm ³)					

騒音、振動等についても周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値を定める場合には、適宜記載すること。

(日本工業規格 A 4)

別記様式 5 0 - 1 (最終処分場用)

(第2面)

放流水の水質等	設計計算値	維持管理基準値	協定値	法令基準値	測定頻度
水素イオン濃度 (pH)					
生物学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)					
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)					
浮遊物質 (SS) (mg/L)					
ノルマルヘキサン抽出物含有量 (鉱油) (mg/L)					
ノルマルヘキサン抽出物含有量 (動植物性油) (mg/L)					
フェノール類含有量 (mg/L)					
銅含有量 (mg/L)					
亜鉛含有量 (mg/L)					
溶解性鉄含有量 (mg/L)					
溶解性マンガン含有量 (mg/L)					
クロム含有量 (mg/L)					
大腸菌群数 (個/cm ³)					
窒素含有量 (mg/L)					
磷含有量 (mg/L)					
アルキル水銀化合物					
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (mg/L)					
カドミウム及びその化合物 (mg/L)					
鉛及びその化合物 (mg/L)					
有機燐化合物 (mg/L)					
六価クロム化合物 (mg/L)					
ヒ素及びその化合物 (mg/L)					
シアン化合物 (mg/L)					
ポリ塩化ビフェニル (PCB) (mg/L)					
トリクロロエチレン (mg/L)					
テトラクロロエチレン (mg/L)					
ジクロロメタン (mg/L)					
四塩化炭素 (mg/L)					
1.2 - ジクロロエタン (mg/L)					
1.1 - ジクロロエチレン (mg/L)					
シス - 1.2 - ジクロロエチレン (mg/L)					
1.1.1 - トリクロロエタン (mg/L)					
1.1.2 - トリクロロエタン (mg/L)					
1.3 - ジクロロプロペン (mg/L)					
1.4 - ジオキサン (mg/L)					
チウラム (mg/L)					
シマジン (mg/L)					
チオベンカルブ (mg/L)					
ベンゼン (mg/L)					
セレン及びその化合物 (mg/L)					
ほう素及びその化合物 (mg/L)					
ふっ素及びその化合物 (mg/L)					
アモニア、アモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)					
ダイオキシン類 (pg-TEQ/Nm ³)					

(別表1) 調査対象、項目、時期、頻度、採取場所及び遵守すべき基準値

対象	項目	時期	頻度	採取場所	基準値	備考
地下水	(1) 地下水等検査項目(別表2の通り)	埋立開始前	1回	地下水観測井2箇所	-	
		埋立期間中	年1回以上		別表2のとおり	
		埋立終了後	年1回以上			
浸透水	(1) 地下水等検査項目(別表2の通り)	埋立期間中	年1回以上	浸透水採取設備1箇所	別表2のとおり	
		埋立終了後	年1回以上			
	(2) 生物化学的酸素要求量または化学的酸素要求量()	埋立期間中	月1回以上		別表3のとおり	
	(3) 生物化学的酸素要求量	埋立終了後	3月に1回以上			

海域及び湖沼に排出される場合については化学的酸素要求量、それ以外の公共用水域に排出される場合には生物化学的酸素要求量の検査を行う。

(別表2) 地下水等検査項目及び基準値

検査項目	基準値	検査項目	基準値
アルキル水銀	検出されないこと	1.2 - ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	1.1 - ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下
カドミウム	0.01mg/ℓ以下	1.2 - ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	1.1.1 - トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	1.1.2 - トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下	1.3 - ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	チウラム	0.006mg/ℓ以下
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	シマジン	0.003mg/ℓ以下
		チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	1.4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/ℓ以下

(別表3) 安定型最終処分場の浸透水に係る検査項目及び基準値

項目	埋立期間中	廃止時
	基準	基準
地下水等検査項目	別表2の基準に適合すること	別表2の基準に適合すること
生物化学的酸素要求量	20mg/ℓ以下	20mg/ℓ以下

(1)-2 現地調査

①調査内容

事業予定地内に地下水の水質モニタリング井戸を4本設置し、水質調査を行った。

②調査日

試料採取は平成26年11月7日に実施した。

③調査地点

地下水観測井戸の調査地点は、地下水1～4の4箇所とし、調査位置を別図4-5-2に示す。

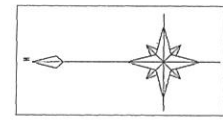
④調査項目

測定項目は地下水の水質汚濁に係る環境基準項目とし、当該項目及び分析方法を表4-5-2に示す。

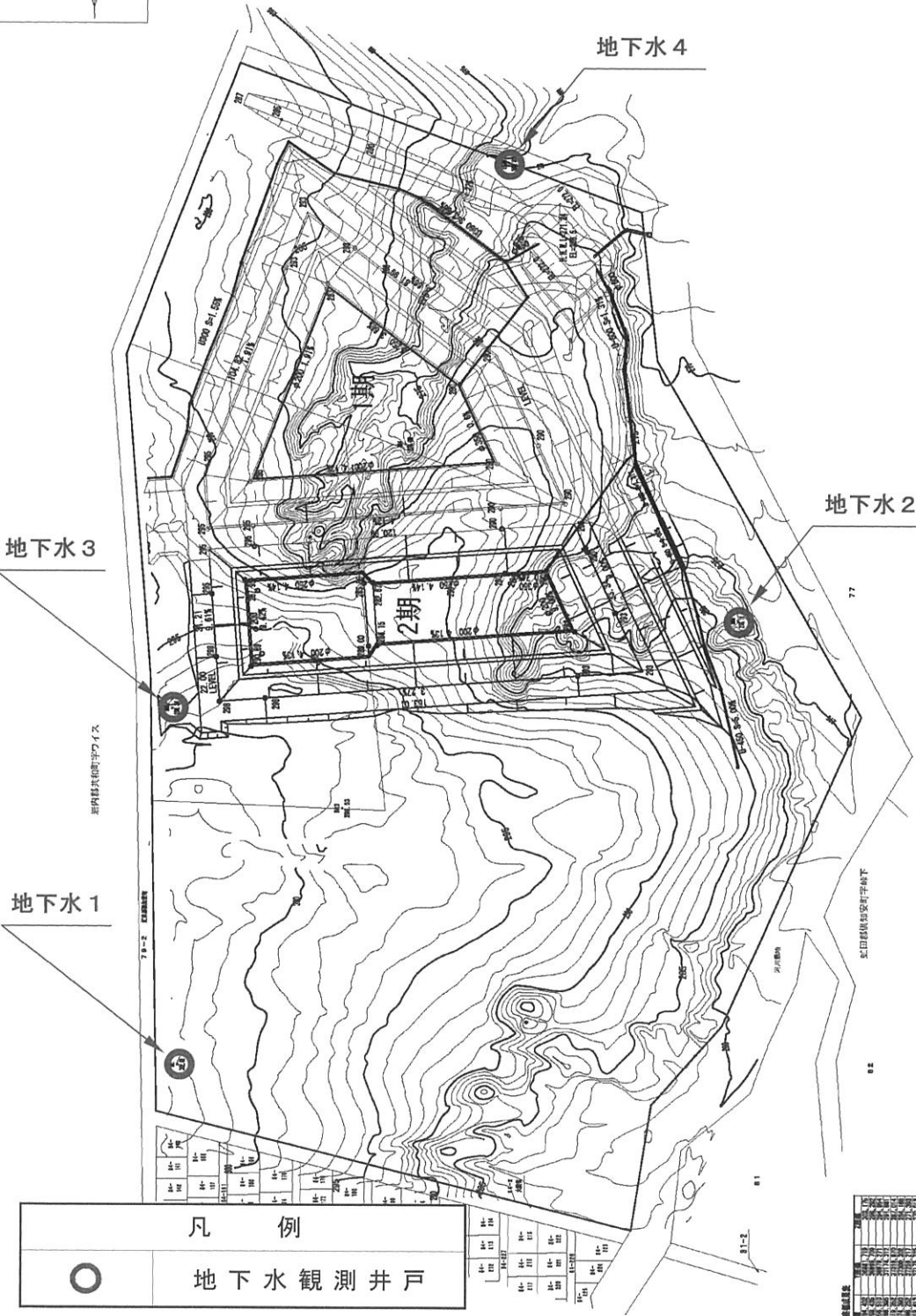
表4-5-2 地下水の水質調査項目及び分析方法

項 目	単 位	分 析 方 法
カドミウム	mg/ℓ	JIS K 0102 55.2
全シアン	mg/ℓ	JIS K 0102 38.1.2 及び 38.3
鉛	mg/ℓ	JIS K 0102 54.2
六価クロム	mg/ℓ	JIS K 0102 65.2.4
砒素	mg/ℓ	JIS K 0102 61.2
総水銀	mg/ℓ	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号付表1
アルキル水銀	mg/ℓ	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号付表2
P C B	mg/ℓ	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号付表3
ジクロロメタン	mg/ℓ	JIS K 0125 5.2
四塩化炭素	mg/ℓ	JIS K 0125 5.2
塩化ビニルモノマー	mg/ℓ	平成9年3月13日 環境庁告示第10号付表第1
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	JIS K 0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	JIS K 0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	JIS K 0125 5.2
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	JIS K 0125 5.2
トリクロロエチレン	mg/ℓ	JIS K 0125 5.2
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	JIS K 0125 5.2
1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	JIS K 0125 5.2
チウラム	mg/ℓ	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号付表4
シマジン	mg/ℓ	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号付表5第1
チオベンカルブ	mg/ℓ	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号付表5第1
ベンゼン	mg/ℓ	JIS K 0125 5.2
セレン	mg/ℓ	JIS K 0102 67.2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ℓ	JIS K 0102 43.1.1 及び 43.2.5
ふっ素	mg/ℓ	JIS K 0102 34.1
ほう素	mg/ℓ	JIS K 0102 47.3
1,4-ジオキサン	mg/ℓ	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号付表7第3
ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	平成11年12月 環境庁告示第68号

別図4-5-2 地下水観測井戸の調査位置



施設計画平面図



地下水1

地下水3

地下水4

地下水2

凡 例

○ 地下水観測井戸

工事名	指定型規格地分幅
図面名	施設全体配置図
作成年月日	平成27年7月
縮尺	1:2000
図面番号	/
会社名	株式会社しゅろエンジニアリング
専攻資格	二級造園士

井戸番号	井戸名称	井戸位置	井戸径	井戸深	井戸構造	井戸用途
1	地下水観測井戸	施設敷地内	φ100	約1.5m	鉄筋コンクリート	地下水観測
2	地下水観測井戸	施設敷地内	φ100	約1.5m	鉄筋コンクリート	地下水観測
3	地下水観測井戸	施設敷地内	φ100	約1.5m	鉄筋コンクリート	地下水観測
4	地下水観測井戸	施設敷地内	φ100	約1.5m	鉄筋コンクリート	地下水観測

⑤ 調査結果

事業予定地における地下水の水質調査結果を表4-5-3に示す。
これより、全ての項目が地下水の環境基準に適合する結果であった。

表4-5-3 地下水の水質調査結果

調査項目		単位	地下水1	地下水2	地下水3	地下水4	地下水環境基準	
現地測定項目	—	採水日	—	2014年11月7日	2014年11月7日	2014年11月7日	2014年11月7日	—
	—	採水時刻	—	15:20	11:10	13:30	9:10	—
	—	気温	℃	0.5	1.1	1.3	2.5	—
	—	水温	℃	6.4	6.9	6.4	7.6	—
	—	地下水位	m	管頭 -6.67	管頭 -4.39	管頭 -6.94	管頭 -1.54	—
	—	色相・外観	—	無色・透明	無色・透明	淡黄色・微濁	淡黄色・微濁	—
	—	透視度	度	30 以上	30 以上	24	26	—
一般項目	—	pH	—	7.1	6.6	7.2	7.1	—
	—	電気伝導率	mS/m	38	10	50	34	—
	—	塩化物イオン	mg/ℓ	12	7.8	23	14	—
健康項目	1	カドミウム	mg/ℓ	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003 以下
	2	全シアン	mg/ℓ	不検出 (0.1 未満)	不検出 (0.1 未満)	不検出 (0.1 未満)	不検出 (0.1 未満)	検出されないこと。
	3	鉛	mg/ℓ	0.007	0.001 未満	0.007	0.003	0.01 以下
	4	六価クロム	mg/ℓ	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下
	5	砒素	mg/ℓ	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
	6	総水銀	mg/ℓ	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下
	7	アルキル水銀	mg/ℓ	不検出 (0.0005未満)	不検出 (0.0005未満)	不検出 (0.0005未満)	不検出 (0.0005未満)	検出されないこと。
	8	PCB	mg/ℓ	不検出 (0.0005未満)	不検出 (0.0005未満)	不検出 (0.0005未満)	不検出 (0.0005未満)	検出されないこと。
	9	ジクロロメタン	mg/ℓ	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下
	10	四塩化炭素	mg/ℓ	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002 以下
	11	塩化ビニルモノマー	mg/ℓ	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002 以下
	12	1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.004 以下
	13	1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下
	14	1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下
	15	1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1 以下
	16	1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.006 以下
	17	トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下
	18	テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
	19	1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002 以下
	20	チウラム	mg/ℓ	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.006 以下
	21	シマジン	mg/ℓ	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003 以下
	22	チオベンカルブ	mg/ℓ	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下
	23	ベンゼン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
	24	セレン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
	25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ℓ	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	10 以下
	26	ふっ素	mg/ℓ	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下
	27	ほう素	mg/ℓ	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1 以下
	28	1,4-ジオキサン	mg/ℓ	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下
—	—	ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	0.062	0.057	0.064	0.046	1 以下
備考		—	管理型予定地上流側観測孔	管理型予定地下流側観測孔	安定型予定地上流側観測孔	安定型予定地下流側観測孔	—	

(注1) 地下水環境基準：「地下水の水質汚濁に係る環境基準」（平成9年3月13日環境庁告示第10号、改正 平24環告85）及び「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日環境庁告示第68号、改正 平21環告11）
(注2) 不検出：公定法における定量限界を下回ること（定量下限値未満）をいう。